



島根県報

平成25年4月1日（月）

号外第76号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

こいの持ち出しの禁止に係る水系の範囲

（水 産 課） 2

【内水面漁管委指示】

こいの持ち出しの禁止

2

告 示**島根県告示第233号**

平成25年島根県内水面漁場管理委員会指示第25-1号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

こいの持出しの禁止に係る水系の範囲（平成24年島根県告示第216号）は、廃止する。

平成25年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 指 示**島根県内水面漁場管理委員会指示第25-1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成25年4月1日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 指示内容

公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると、島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、こいの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。ただし、区画漁業権漁場からの持出し、検査を行うための持出し及び焼却、埋却等処分するための持出しは除く。

この場合、知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで